令和6年度　第3回会津若松市子ども・子育て会議　議事録（概要）

日時：令和6年10月2日（水）午後2時～午後４時
場所：会津若松市役所河東支所　2階大会議室

1　開会

2　会長あいさつ

3　議事

⑴こども計画の素案について
⑵その他

発言者	質疑内容等
○会長	それでは暫時、当会議の議事を務めさせていただきたいと思います。議員の皆様におかれましては、議事進行にご協力をお願いしたいと思います。始めに「こども計画の素案について」を案件といたします。事務局より説明を求めたいと思います。
●事務局	（資料に基づき内容を説明）
○会長	ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の方から何かご意見とかご質問等がございましたらご指摘いただきたいと思います。いかがでしょうか。
○委員	54ページに地域子育て支援センターと書いてあり、拠点事業は保育園やこども園なりに実施しているのですが、これは重層的な支援になり、地域にもっと開かれたという話になっているのですが、言葉で書いてあると、どこまで何をやっているのかわかりにくいと思っています。市の姿勢に対しても、国がとか県がとか言い、確かに予算があるのかもしれませんが、市が独自で何をやるのか、そういう論点がはっきりしないと思うところです。少子化はカウントダウンになり、あと５年間でずいぶん変わります。時代の流れもずいぶん変わってDX化にもなっています。まず地域が第一で、地域を支援センターも含めて包括してやっていく、というような点については、どんな風に考えているのかなと思います。 多様性の問題について、病児保育はどうするのか。インクルーシブ保育について、保育園やこども園については４月から園内で実施してよい、療育支援別に実施してよいと国として方針が出ていて許可も出ており、県としても多分OKが出ているでしょう。そういうのは市としてはどうするのでしょうか。今や病児保育も、有給がなくて迎えにもいけないという事態もあるし、いろいろなことがあるので、そういうことはどう考えているのでしょうか。 療育については、療育センターがたくさんできたのに、いろいろな人をどう吸い上げていくかということです。一番よいのはインクルーシブで、園内で数名だったので、園内で見ること、それもまだ制度上もどうなっているか分かりませんが、これは社福の事業になるので、縦割りも厳しいようなことがたくさんあるんですが、それをどう整理していくのかな、ということが、あれだけでは何となくわからない。病児保育についてはどこかの施設を作ってそれで終わりなのか、園で対応する方が一番スムーズにいくのか、療育もそうですということも含めて、はっきりしないことが多いと思います。 こどもクラブについても今の実態がこどもの成長にとってよいのかどうかを含めて、こういう結論があるのかよくわからないところがあります。全体的にきれいに書いてあるが、実際にどうしていけばよいのか、それぞれの事業者さんの責任で広げてくださいねと言っているのがあるということなので。保育所の影響についても小一プログラムが教育の場で出てきたりしていますが、実際保育園もこども園も、バッサリ学校教育課で分けているなど見受けられるので、そ

	の辺の融合性をどうしていくのか疑問ではあります。
○会長	具体性との連携性をどこまで表記するのかも含めてのご指摘ですが。
●事務局	今お話できる部分についてお話させていただきます。まず１点目に地域子育て支援センターの部分で、来年度から重層的支援事業の中の一つに位置づけられ、子育て支援センターで実施していただいている地域との連携が、さらに重要視される部分がございます。そちらにつきましては、各実施施設の方に我々所管課の方でご説明をさせていただきながら進めていくようにしているところでございます。 表記につきましては、現時点においてはこのような形で考えております。そこに地域性の部分を入れ込むかにつきましては、検討させていただければと思っております。 病児保育につきましては、今現在は会津若松市では市の委託で１施設、企業主導型の施設として独自に１施設を実施していただいているところでございます。各施設で病児保育の方を実施していただく部分につきましては、感染症もありますので専門の部屋であったり、対応する職員の配置なども必要になってくる部分がございますので、各施設の方で対応が可能かどうか確認しながら進める必要があると思っているところでございます。 こどもクラブにつきましても、先ほど委託先の方でいろいろ広げていただく部分のお話がございましたが、今現在、待機いただいている方が多くありますので、待機児童解消に向けて、市としてはまず場所の確保、それから支援員の確保などにつきまして委託先と連携しながら、市として何ができるか検討しているところでございます。 それから先ほど保幼小連携の中で、こども園でも教育の部分の位置づけがされているということで、こちらについては、保育所等についても同じ教育として位置づけされております。今後、保育所連携につきましては、これまでもそうですが、所管課もこども保育課だけではなく、教育委員会等とも協議をしながら進めているところでございますので、教育委員会と連携して進めていくと考えているところでございます。
○会長	はい、では続いてお願いします。
●事務局	こども家庭課です。全体的なところで、今、詳しくご説明しました各種施策と紐づく主な事業でございますが、市の計画として課題と方針を示させていただきまして、その方針に合う事業を挙げさせていただいており、その内容は、事業概要として事業内容を示したものとなっております。委員がおっしゃった方針的な部分は、個別の事業というより、課題と方針の中でお示しするべきではないか考えております。ご意見としてお伺いし、表記については検討させていただきたいと思います。 インクルーシブ保育について、具体的にその言葉は出てきておりませんが、各保育所でそれぞれの職員体制ですとかスキルの中で行っていただいている部分があるかと思います。それを市として一斉にどうこうする、一律にお示しするのは難しいと思っております。資料の 38 ページ「障がい児等への支援」で、今、障がいを持ったお子さん、疑いがあるお子さんが増えておりますので、まずは専門的な知識を持った方がいるサービスの拡充に努めておりますので、そこの拡充とともに保育をどうしていくのかは今後の課題と思っております。記載をどうするかは検討させていただきたいと思います。 もう一点、地域保育支援センターのところで、地域ごとにではありますが、行政のみでは難しい部分がありますので、民間事業所や地域と一体となって進めてまいりたいというのが基本的な方針です。国で法改正が様々あり、今まだ具体的にはなっていないのですが、国の方針の一つとして、高齢や障がい者の分野で各地域ごとに相談事業を起こし、高齢者では地域包括支援センターなど、概ね中学校単位で拡大しているところです。次はこどもの分野もというような

	国の話し合いもされ、話題も出されておりますが、具体的に計画に記載するまでの情報がないものですから、今後はそういったものも考えていかなければいけないと思っているところでございます。
○会長	はい、ありがとうございました。他、いかがでしょうか。
○委員	委員からのご意見を「そうだな」と思いながら聞いていました。病児保育について、最近、手足口病や○○肺炎など色々流行っており、ファミリーサポートセンターにも依頼が来ますが、なかなか対応できないでいるところです。施設をいくら作ってもなかなか大変です。各幼稚園や保育園で行っていただければ一番よいかと思いますが、お仕事を休むことができたら一番よいのではないか、お母さんお父さんがこどもの面倒、病気が治るまで見れるような就労体制ができたらよいと思っています。子育て支援関連だけでなくて、商工や観光などいろいろな部署で話し合い、会津若松市はそういう方法で進められたらよいのではないかと思っています。 こどもクラブの件については、現状として、施設の人がいないので預かれないところが結構多いように伺っています。また、インクルーシブに関わるかどうかはわかりませんが、障がいがあるこどもさんも、はっきりわからないこどもさんもこどもクラブに来ています。小学校では支援学級などに分かれていても、こどもクラブに来たら、みんな一緒に 100 人以上のこどもさんと一緒にいるので、絶対に大変だと思います。こどもさん自身が大変な思いもしてると思うし、職員の方もそれぞれに大変です。各施設の事業主に人を集めてくださいと言っても集まらない現状があり、何とか市全体で人手を確保する方法、それも専門的な知識のある人などは簡単ではないので、そういうこどもさんも見られる人を、市・街全体で探せたらよいだろうと、理想的な話ですが、そういうことが大事かなと思いました。
○会長	ありがとうございます。ご意見ございましたので。続いてどうぞ。
○委員	策定が大変だったであろうと思いながら計画を読ませていただきました。一番感じたのは、外枠を埋める施策を実施してくださっていると感じましたが、会津若松市としてのこども達の学びの本質の姿がちょっと見えてこない気がしました。全国学力調査などを見させていただくと、福島県の学力の問題も大変な状況なのかなと思っていますし、これから激動の世の中を生きていかなければいけないこども達にどのような学びを提供するのか、その根幹となるものも、もう少し方針の中であったり、計画の中に入っていたらすごくよいのかなと思い見させていただいていました。これはどこに入れるべきなのかいろいろ考えていたのですが、「基本方針の 2」、それとも、もっと後の教育の質のあたりに「学びの充実」のような内容が入ってくればよいのかなどと思いながら見ていたのですが、それをぜひ考えてこの計画の中に入れていただければうれしく思っています。 細かいことで 33 ページですが、民生児童委員協議会の中で、この前すごく地域の応援団としている私たちの認知度が少なかったり、相談相手になりきれていないことをすごく思いまして、主任児童委員の定例会であったり、民生児童委員の理事会の中で、これからもっと地域に寄り添い、私たちを認識してもらい、そしてこども達の最善の利益につながるようなご支援をしていけるように頑張っていこうと話をさせていただきました。 話は変わりますが、同じページに「スクール議会」があります。これはとてもよい取組で、他の学校でもいろいろ実施されていると思いますが、私はまちづくり委員会などのニュースで読ませていただいて、こども達はこども達の視点で、いろいろ地域のことについて考えていることをすごく理解できました。そこで自分のふるさとについて興味や関心、愛着を持ったり、「自分たちが行動したことが地域を変えていく」という実践は、これからのこども達にとって生きる力をつけていくんだなと思っているところです。ぜひ、これから策定の中で細かい施策が年次ごとに出

	てくると思うのですが、少しでも実現ができるような取組をしていただきたいと思います。例えば、河東で出ていたのはゴミ拾いや空き家の問題であったりするのですが、中学生が考えたものがあるのですが、実現化していかない面があります。もちろんできないこともあると思いますが、それが少しでも結びついて「あなたの考えたことがこういうふうになっているよ。地域も少しずつ変わってきているよ。」ということを、まちづくり委員会などとコラボしながら行っていただけると、すごくありがたいと思います。
○会長	はい、ありがとうございました。最初の部分でもお答えできる範囲であればと思いますが、学びの部分ですが、教育委員会でしょうか。
●事務局	病児保育に関して、一番は休みやすい就労環境があればよいのですが、ここは相反する部分で、なかなかそういうわけにもいかないので、サービスのバランスが一番重要かなと思っております。市の計画ですので、市が企業に強制的に休めるようにというのは、なかなか難しいようなところはありますが、サービスの充実プラス企業への働きかけにより、ワークライフバランスの充実を推進してまいりたいと考えております。 33 ページの「スクール議会」と「小学生と市長の懇談会」につきましては、教育委員会の主催事業になっており、開催形態は変遷しているところですが、現在、スクール議会は毎年持ち回りで行く中学校を決定し、小学生も毎年持ち回りで小学校 1 校で開催をしております。今回、計画に改めて位置づけた理由としましては、この基本法の中で、こどもの意見を大事にする部分があり、改めて位置づけさせていただいております。また、こども達からいただいた意見の実現について、実現するか否かも含めて、やはり、フィードバックしていくことによってこども達が意見を出すことの意味を感じることができると思いますので、ここに限らずこども達の意見を拾う、フィードバックするスキームは考えていかなければならないと思っております。例えば「スクール議会」でこども達のスマホの使い方が問題となり、PTA を中心に「スマホの使い方・使わせ方宣言」を作成したということでした。草の根的な運動ではありますが実現したところは、お子さんたちも喜んでいたと、以前に聞いたことがありました。 教育、学びの部分につきましては、今すぐにお答を出せないところではありますが、法律上、基本法に基づくこども計画の中で、教育の分野をどこまで盛り込めるか。例えば、学力向上をこの計画に盛り込んだ時に、どこまでこの計画の中で担保できるかというところもあります。本計画は、健康福祉部だけでなく全庁的に作り上げさせていただいておりますので、改めて学校教育課とも協議させていただきたいと思っております。
○会長	ありがとうございます。他どうですか。
○委員	「スクール議会」や「小学生と市長の懇談会」と、こども達の意見を取り上げる事業を立てていただいて、本当にありがたいと思っています。少し感じていたことですが、こども達自身が自分に「権利があるんだ」ということをどれだけ認識できているかがあります。例えば、スクールロイヤーを講師に招いて、こども自身に自分にはきちんと権利があることを学ぶ出前授業も、ここに入ってくる事業ではないかと思うので、全てのこどもに自分の権利を知る機会をぜひ作っていただきたいと希望します。 会津若松市立小中学校の児童生徒には一人一台のタブレットが入りました。また、ホームページを登録していただくと自動的に市から保護者の方に情報が入るようになっています。いろいろな事業をしていただき本当にありがたいと思いますが、恥ずかしながら私も知らないものがたくさんあり、そのような市民がたくさんいるのではないかと思うのです。どんどんICT化されていますので、その情報のネットワークをもっと広げてもらい、情報をどんどん流していただければ、これを利用できる会津若松になっていくのではないかと思います。学校現場では不

	登校が深刻な問題です。家から出れない大人の方もいらっしゃると思いますが、そういった方へも外に出れないまでも情報が入れば何かのきっかけになっていくのではないか。実際に働ける大人が会津若松に一人でも増えればよいと思います。 　学力向上に関してですが、調査等を読んで私はこの計画の中に学力向上を入れることはどうなんだろうと思いました。会津若松は安心して子育てができる街で、そういった中で親の笑顔を見て育ったこども達が、再び会津に戻ってくるという輪ができる、というのが、なんとなくこの施策のスタイル、目指すところのように感じたところです。
○会長	はい、ありがとうございます。今のご意見に対して、お願いします。
●事務局	ご意見ありがとうございます。一つ目の「スクール議会」や「小学生と市長との懇談会」については、本当にこども達にとって貴重な場として評価いただいていると聞いております。こどもの意見表明という権利の中の一つではあると思いますが、そもそも他にも人権が守られる権利などがあると思っております。ご紹介させていただきたいのは、33 ページの主な事業の一つ目の「こどもの権利を尊重する意識づくり」の、こどもへの虐待防止のワークショッププログラムについてです。これは人権侵害というところではありますが、こどものみならず教職員や保護者も交えてワークショップを実施しております。また、人権擁護団体においても出前事業を行っていただいておりますので、そういった部分の周知をしてまいりたいと思っております。 　周知については、今おっしゃったように情報は取りに行くよりも一方的に来るようなところが多くなってきていると思います。アプリからの通知やメールが自動的に来る、LINE などの通知が来る、などいろいろな種類があると思っております。市では子育ての独自にではありませんが、公式アカウントからの発信を実施しておりますので、色々周知をし、登録をお願いしています。また独自に「あいべあ」という連絡網があり、それも周知をしているところですが地域限定であり、進んでいるかどうか数字は持ち合わせておりませが、そういったところで情報発信を行っています。 　教育現場の情報発信となりますと、34 ページの主な事業の 3 つ目「地域とつながる教育支援事業」があります。各小中学校において、こちらで連絡網を作っていただいている学校が多くなってきており、そこから市の情報を一斉に発信できるようになっていると聞いております。ただし、こどもに関係するものを全て発信となると、緊急の連絡が埋もれてしまう場合があることから、今は厳選して情報発信していると聞いております。必要な人に必要な情報が届くというところで必要な構築は引き続き実施していきたいと思っております。
○会長	はい、ありがとうございます。他、どうでしょうか。はい、お願いします。
○委員	先ほどの話にもちょっと付随するのですが、コロナが流行した際に、例えば、こどもがコロナになり学校に行けず親が看護しなくてはいけない状況になると、助成金をいただいていました。今は看護休暇を使い切ると有給休暇を使用しなくてはならず、親御さんが休みを取りづらい状況になるし、実質給料も下がるところがあり、うちの会社では、こどもの看護のために休む場合は全額給料の支払いをしています。このような取組を行っている事業主に対しては、例えば前のコロナの助成金の制度を復活させるような形になって、感染病のお子さんを看護しないといけない親御さんがいるところには給料を満額出せる企業を増やすようなことを行っていただけるとすごくありがたいです。なぜかというと、今うちの会社でも、こどもを育てている世帯もいれば、育てていない世帯もあり、不公平感がどうしても生じてしまう。ただ行政の方で後押ししてくれるのであればすごくやりやすいし、コロナを経験して助成金制度を回せたのであれば、例えばこどもが手足口病とか普通の高熱が出たとか、そういう時に休みやすい環境を市で作ってくれれば、幼稚園やこども園での流行病も収まりが早いでしょうし、いろいろな所によい影響が

	出てくるのではないか思います。ぜひ、実行している企業に対しての補助金とか、もしくは実行する企業が増えるように市で後押ししていただけたらなと思います。
○会長	はい、ありがとうございます。どうですか。
●事務局	今回お示しした中で申し上げました 47 ページにある「就労支援」で、既存の事業を載せさせていただいております。ワークライフバランスをどう実現するかというところで、もちろん個人もですが、企業側も経営もありますので、そこのバランスが大事なのかなと思っています。 主な事業の中の下から３つ目と２つ目の広報・啓発活動や取組の情報提供を市としてこういったことを実施していきたいというところを書かせていただいておりますが、そもそも企業にどういった効果が生まれるのか、そういったところを知っていただくことが必要だと思っております。これまでも商工会に様々なお話はさせていただいていると聞いておりますので、例えば表彰だけではなく、インセンティブを与えるような事業について、市独自にできるかどうかも含めて、福祉部門でどこまでできるか今お答えはできないところでありますが、商工労政部門とその辺はご意見いただいたところをお伝えしながら検討してまいりたいと思います。
○会長	はいありがとうございます。他にいかがですか、はい、どうぞ。
○委員	14 ページの子育てに関する悩みの相談先について、未就学のこどもがいる家庭では 95％であるのが、小学校以上になると 86％に下がっていることがとても気になりました。いろいろ考えたのですが、学校に相談しにくいとか、先生と関わり合う機会がなくてちょっと遠慮してしまうなど、相談先として市役所とか民生委員などの連絡先をお便りでいただくのですが、どうアクセスしたらよいかがわかりづらく、結局ちょっと悩みがあってもずるずる来てしまうことが多いので、アクセスしづらい状態が明確になっていれば、悩みのある人も相談しやすいと思いました。 明らかな虐待、例えば給食費を払っていないとか、痣があるこどもがいるのに、親が「虐待ではなくうちの方針だ」という家庭もあると思います。そういう人に対して市ではどうアクセスしているのか、今後どのように支援をしていくのかも気になるところです。また、支援が必要なのになかなか相談できない人、そういうギャップがあると思うので、埋めるためにどんなことをしているのかもお聞きしたいと思います。 それから、この資料の中にあるかわかりませんが、最近、こどもが通う小学校で Google による欠席連絡ができるようになり、すごく便利だと思います。他の学校ではどの程度進んでいるのか。また、それは各学校が実施しているのか、市が主導で行っているのかもお聞きできればと思います。まだ導入していないところがあったら、どの学校でも進めていただけければ嬉しいと思いました。
○会長	ありがとうございます。数値の違いも含めてどうでしょうか、はい、どうぞ。
●事務局	ご意見ありがとうございます。まず 14 ページの子育て関する相談先ということで、未就学に対して小学生の保護者の数値が低くなっている件について、はっきりと理由までは分析できておりませんが、情報の出し方、取り方という部分もあるかと思っておりますが、学校は学校で相談先にもありますように、例えば学校の先生はもちろん、スクールカウンセラーですとか、いろいろなところで門戸は開いていると認識しておりますし、年度初めに学校の運営方針などを記載したスクールインフォメーションなども必ず発行しており、そこでも相談先はお知らせしていると思っております。また、年に数回、保護者との面談を実施されていることも多く、全くできないと思っているところは分析できていないのですが、必要な場はあるのかなと思っております。

	２点目の児童虐待に関する取組ですが、ここでは主にこどもの権利を守るところになります。33 ページをご覧いただきたいのですが、主な事業の２つ目に「要保護児童対策地域協議会」ということで、こちらが児童虐待からこどもを守るためのネットワークになっております。本日参加されている団体も多く参加していただいています。家庭の方針、しつけと称して暴力的な行為が行われることもあるかと思いますが、今は、法律上しつけと称しても禁止されているところであります。児童虐待防止法については、国民に虐待があれば通報をする義務が課せられておりますので、まずはこの協議会のネットワーク、こちらの幼稚園やこども園、保育園、学校、ファミリーサポートセンター、民生委員など、こどもに関係する団体が全て参加しており、何かあれば必ず市もしくは児童相談所に連絡をすると理解いただいておりますので、虐待かもしれないと思えば市の方に連絡が来るようになっております。実際に連絡をいただいた場合には、市の方で早急に家庭訪問をして事実を確認し、何があったかというところを含めて指導も含めて行っているところです。会津若松市も児童相談所と連携していますが、最近はそれほど重篤な事案は見られません。重篤になると専門の児童相談所や警察にお願いする場合がありますが、初動は市のこども家庭課で対応させていただいております。 ３つ目の学校と欠席連絡の関係ですが、こちらは学校ごとにスキームが作られていると思いますので、現在把握できておりませんが、義務教育ではない高校でも始まっていたり、働き方の改革の関係で、例えば先生が朝早くや時間外には電話を受けないようなことが広がっていくことを考えますと、こういった連絡方法が増えていくのかなと思っております。
○会長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。他、どうでしょうか。
○委員	先ほどの話で、学校教育とか学力をここまで向上させてくださいということを望んでいるわけではなく、会津若松市として幼児期ではこんなこどもに育て、学校段階ではこんなこどもを、そして大人になるという流れ・道筋を作ってほしいと思います。北会津のこどもの森さんで、こども達がすごく生き生きと活動している様子を見させていただきました。小学校でも先生方が一生懸命やってくださってこども達の力を育ててくださると思うのです。中学校や高校も然りと思うのですが、それを体系的に見ていって、会津若松市としてどんなこどもを育てていくのか。そのために幼児、小学校、中学校、高校の段階でどんなことをしていくのか、という道筋が見えたら、私は一人の祖母としてすごく安心できるかなと思います。 44 ページの下から２つ目の事業で「幼保小連携事業」がありますが、中学校が混ざった連携事業にしていただけるとすごくありがたいと思います。何年か前、市内の保育所の先生から「幼稚園と小学校は学校教育委員会を通して連携する場がすごくあるけれど、保育所はなかなかない」という話を伺ったこともあり、全体的にみんなで考えていくような保・小、それから中まで考えた事業を入れていただけるとすごくよいのではと思っています。中一ギャップも結構大きな問題だと思うので、ぜひともお願いしたいです。 35 ページに「あいづわくわく学園グループ学習」がありますが、わくわく学園グループだけではなく、拡大していただけないのかと思います。それぞれの地域の中で小学校との交流をされていると思います。河東の例ですが、９月の敬老の日に合わせて４年生のお子さんに一人暮らしのおじいちゃんおばあちゃんに宛てたお手紙を書くことを、民生児童委員の主催で行っていますが、一緒に交流会を開催いたします。今までは学校給食などを食べさせていただいていたのですが、学校給食の薄味に気づかされ、自分の健康を守る健康増進にもつながると思います。ぜひわくわく学園だけでなく、高齢者との交流会など、各地域での行事の後押しをしていただけたらすごくありがたいと思います。 もう一つ、不登校のお子さんがすごく多いことから学校でもいろいろ取組をされていると思います。スペシャルサポートという部屋もできたとのことですが、外から見ると、それに対する予算付けってあるのかなと思ってしまいます。そういうサポートルームを設置した場合に予算をつ

	けていただいて、こども達一人の学びを充実していくような形にしていただければありがたいと思います。今いる学校のスタッフだけでやれというのは、なかなか厳しいものがあると思いますので、それに対する教員の支援など予算の確保なども考えていただけるとありがたいです。
○会長	はい、ありがとうございます。どうでしょうか。何点かご指摘の意見がございましたが、最初のテーマは教育委員会に関係するようなことですが。
●事務局	44 ページの保幼小連携の中で中学校もとのことですが、そこは事業概要にありますように、小学校へのスムーズな移行がメインですので、一足飛びに中学校までというのは考え方を整理しなければいけないかなと思っております。中一ギャップにつきましては、教育委員会の中で中学校単位で小中連携会議が行われていると認識しており、それと保幼小連携をどうするかが今後の部分かと思っております。 次に 35 ページのわくわく学園について、どういった拡大ができるか担当課に伝えたいと思いますし、食については 36 ページの食育の推進で、こども達の年齢に応じた食の推進として取り組んでいますので、その連携や食育推進計画との連携もあるかと思っております。 スペシャルサポートルーム SSR については、46 ページの「いじめ・不登校等への対策」の中の一つに入るのではないかと思います。不登校対策につきましては、主な事業の 3 つ目、「適応指導・教育相談事業」がメインと考えております。サポートルームにつきましては、昨年度はモデル校的なところで市内で 3 校指定されました。教員は教育委員会から配置されるものではありますが、加配と言う一人多くついていただいた学校があり、その分の人件費は県で出しいただいています。学校には来れるけれど教室までは入れないこどものための制度です。小学校はクラス担任なので難しいですが、中学校は教科担任制で空き時間のある先生が何かいらっしゃる大きな学校ですと、授業が空いている先生が独自にスペシャルサポートルーム的なところで勉強を教えたりしている事例がいくつか出てきていると聞いております。明確な予算付けになりますと、市だけで決められる問題ではないという面もありますが、お金をかけずともそういった取組が広がっていると聞いておりますので、ご紹介させていただきます。 最初に戻りまして、学力向上ではなく、どんなこどもに育ってほしいかという目標的なものかと思いますが、この計画自体がそういったこどもに育ってほしいという計画になっており、現在事務局としては 30 ページに基本理念を掲げております。身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態の生き方を送ることができる、ところを目指していく計画であり、それに応じた施策を確認させていただいていると、ご理解いただければと思います。なお、ご意見はいただきましたので、記載の方法は検討させていただきたいと思います。
○会長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。
○委員	幼児教育については市の方でも様々な国の方針を実行していただいており、18 歳未満の保育料の減免など、本当によく行っていただいていると思っています。43 ページの中身は国や市もしっかり行っていただいていますが、「こどもと保護者が希望する教育・保育を受けられるよう、提供体制の確保・充実に取り組みます。」と書いてありますが、何かしっくりこない。提供体制の充実ってどういうことなのか若干引っかかるところがあります。こども家庭庁で「初めの 100 ヶ月」と言って、小学校 1 年生までの期間が一番大事だと言われており、小学校以上になったら治らないことってたくさんあるはずで、そこで親御さんを育てられるのも 0・1・2 歳です。一番接点がある幼児教育保育の中身が薄いかなと思います。その辺で親がしっかり育てていけば変わることがたくさんあるかなと私は思います。今、3 歳でメディアで障がいになったこどもがいます。YouTube を見すぎてということも乳幼児であるのです。その辺りをもう少ししっかりフォローできないかと思います。

	障がいについては市が健康診断などを実施する。情報共有について何度も言いますが、0・1・2歳の時にさらっと書いてありますが、結局は面談しないとわからない内容になってくるので、その辺の連携もしっかりしてほしいと思います。 次は就学の時です。うちは教育の場ではないので小学校との連携がなかなかありませんが、親御さんと面談してどこの小学校がよいかという話になった時に、個別で教育委員会に行くのもなかなか大変で、話を聞くといろんな話が出てきます。幼稚園教育は5歳くらいで、そういう就学相談をしっかりできるような道筋にしていかないとと思います。この小学校はこういう障がい的な保育が得意だとか、我々もわからないことがたくさんある。その辺の連携も全然足りないと思います。 教育委員会で決める部分もあると思いますが、実際その矛先をしっかりと導くのは我々の義務かなとは思っています。すでに障がいを抱えてる場合はそこを何とかしたいと思います。 それからカウンセラーの問題です。障がいの話でも親御さんのカウンセラーを幼児教育から必要なんです。でも今あるカウンセラーは、まず幼稚園ではない。県が震災の時に入れたカウンセラーを今まで引っ張っているだけではないかという気がしますが、そういうところにしっかりカウンセラーも入れていただくか、そんな病院があると思うのでやってもらわないと、本当に先ほど言ったように、親御さんが今度は何々小学校に行ってきますとか、そういう話になってしまう。そういう情報はやっぱり少ない気がするので、充実していただければと思いました。
○会長	はい、ありがとうございます。今ご意見がございましたが。はい、お願いします。
●事務局	いろいろご意見いただきましてありがとうございます。一番最初にありました43ページの一番上の「こども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供」について、この中で「提供体制の確保・充実に取り組みます。」の表現についてのご意見と思います。保護者が希望する教育保育が受けられるよう、この部分につきましては自分のお子さんを保育としての保育施設の方に利用を希望するのか、幼稚園としての機能の部分を希望するのか、そういった部分を受けられるような、いわゆる認定こども園だったり、保育所、幼稚園等の受け入れ体制の確保ということで、それぞれの定員枠の充実と確保、提供体制、各園での先生方の配置であったり先生方の質の向上のための研修などの充実ということで書かせていただいている部分でございます。こちらにつきましては、定員の拡大などは各施設に協力いただきながら進めてきたところでございますが、今後はやはり少子化によりこどもの数が少なくなっていますので、現在の会津若松市の定員総数を見ますと、ほぼ充足している部分はあるかと思っております。しかし、保護者が希望する園が空いてないと入れない部分があります。他の園は空いているのでそちらもご案内しながらではありますが、あくまで保護者がどちらを選ぶかとなりますので、情報提供はしっかり行っていきたいと思っているところであります。
○会長	ありがとうございます。追加ですね。はい、どうぞ
●事務局	後段の幼児教育から小学校の連携の中で特性のお子さんがいる対応というところがあったかと思っております。 38ページに、「障がい児・医療的ケア児等への支援」の項目を設けさせていただいております。学校に入る際には、どういった学びの場がよいかに関しては、ご存知と思いますが下から2つ目の「教育支援委員会」として、保護者と教育委員会の相談員、専門の職員がいろいろ話をさせていただいて、地域の学校、それも普通学級がよいのか、支援学級がよいのか、支援学校がよいのか話しをさせていただきながら、よりよい進学先を決めさせていただいています。お子さんがいろいろ障がい等があっても日々成長しますので、3歳と5歳ではかなり違ってくるかなと思いますので、就学前の5歳児クラスのお子さんがメインになってくるのかなと思っていま

	す。早期と書いてありますので、3歳・4歳のお子さんにも応じておりますが、福祉サイドで言いますと、こども家庭課に家庭相談員がおり、そこの相談も受けます。今、多くの方は就学でも同じように一つ目、二つ目にありますように、生活のための基本的なものを身につけていただくサービスを提供していますので、そういったものを受け入れている方であれば、そこから市の方に相談がつながることが多い現状にあります。3つ目にあります「地域自立支援協議会」ということで、こちらの療育部会で療育についていろいろどうしたらよいかをお話しいただいております。ここで去年から研修をさせていただいているのですが、学校の先生や教育・保育施設の先生などに参加していただき、改めて相談先にこういうところがありますよとお伝えしたところ、現場の先生からは知らなかったというご意見もいただきました。保護者だけではなく、施設にも相談先があることをしっかりお示ししていくことが重要だと思っております。 　自立支援協議会には今ご出席いただいている幼児教育振興協会や保育所連合会のメンバーも入っていただいており、そちらからも情報を流してほしいとの連絡を頂いており、引き続き情報発信に努めてまいりたいと思います。
○会長	はい、ありがとうございます。他、どうでしょうか。はい、どうぞ。
○委員	委員の指摘があった43ページの1行目について、このように書いたら、しっくりくるのかなと思ったので申し上げます。「こどもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、施設の提供を確保する。」ここで一旦区切り、明確に施設の話ということを伝えます。「提供体制の確保・充実に取り組みます。」は削除します。さらに内容が変わりまして、「保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上に努めます。」とすれば範疇がはっきりするので、少ししっくりしてくるのかなと思いました。
○会長	ありがとうございました。ご意見としてぜひご検討いただきたいと思います。他、どうでしょうか。はいどうぞ。
○委員	2点ほど質問と意見をお伝えいたします。まず、38ページの新規事業で、市立の学校などに医療的ケアの支援を入れてくださるとか、特別支援教育を配置していきますとの話がありましたが、まず、医療的ケアのお子さんたちの支援について、この学校から始めるというのは何か理由があるのでしょうか。園も医療的なお子さんで今入りづらい状況があるはずですが、そういったところはもう看護師さんがいらっしゃる園もあるからOKとの判断で学校からこういうことをしますよということなのか。これまでがそういうのをやってきたよということなのかがわからなかったので、そこを教えていただけたらと思います。 　もう1点が42ページの「5歳児の発達相談事業」についてで、5歳児の保護者に対して発達に関する質問票を送付して回答を求めていきます、というところがあると思いますが、先ほどの虐待の話であったり、幼児保育のことであったりとかもあると思いますが、多分親御さんの一番困っている方って、療育とかそういうところにつながっていて、自分から言える人たちとか、認められる方たちはつながっているはずであり、逆に言えないとか認められない、受け入れられなかったり、自分のお子さんの状態に関して、ちゃんと把握がしきれずにいる方だと、質問票を送ったところで「できてます、できてます」ということになり、何もわからず、就学前の検診で引っかかってどうしよう、私のこどもは普通なのよっていう感じになってしまうのではないかなと思うので、乳幼児健診など仕方などを見直していただけるとありがたいのかなと思いました。
○会長	ありがとうございます。まず、最初の問いに対してお願いします。
●事務局	38ページの1つ目の学校現場における医療的ケア児支援につきましては、障がい児福祉計

	画などで記載されている内容を、改めてここに書かせていただいている状況です。私の認識ですと、今年の当初で 18 歳以下の医療的ケア児の人数は 45 名と把握をしております。その中には未就学児もいらっしゃいますが、半数以上は支援学校に通学している状況になっております。市立学校における医療的ケア児支援につきましては、以前はそういった医療的ケア児は、日々医療行為が必要なお子さんですので、学校現場で医療的ケア行為を行えるのは医師の指示のもと医師と看護師、それから親しかできないものですから、学校の先生はできないことになっております。6 年ほど前に医療的ケアのお子さんについて就学相談をした結果、支援学校ではなく地域の学校に入学したいとのお話があり、地域の学校でお受けすることになりました。その際、支援するにあたっては支援方針をきちんと定めなければならないという文科省の方針がありましたので、市立学校で医療的ケア児を受け入れる時には、こういうふうに受け入れますという実施計画のようなものを作ったことがありました。5、6 年前ぐらいにこのような制度を設けたということです。本年度当初はお一人だったんですが、今、看護師が支援しているのは 3 人になったと思っております。看護師を配置している学校に通っていただいているというのが現状となっております。 　２つ目の５歳児健康診断について、これも数年前から始めたもので、会津若松市として、現在実施しているのは、該当の年齢の家庭に手紙を出し、アンケート形式でお答えをいただいて、その後の支援につなげていくということになっております。 　集団健診は4か月、1歳半、3 歳半に実施していますが、全国的には 5 歳児も集団や施設で健診を行うという流れもできておりますので、アンケートだけではなく、実際にお子様を見ることも考えていかなければならないと思っております。また、そこは就学時健康診断と時期が重なりますので、専門性といった部分も含めて今後の検討を考えております。
○会長	はい、ありがとうございます。他、どうでしょうか。
○委員	会津若松市に転任してきた先生が、前にいた市町村では、小学校に入ってくる段階で個別の支援計画を持ってきているのです。その市町村では集団検診等の中で、小さいうちから支援が必要な子の支援計画のベースのようなものが作られてきて、それを基に育てが行われ、こどもと一緒に小学校に上がってくるのです。小学校は育ちに合わせてそれを作り変えて中学校に上げていくのです。そういうスタイルが会津若松市はないのかと感じるところでもあります。そういった個別の支援計画が、もっと早い段階で作られれば、もっと長いスパンでこども達を育てられるのではと考えています。
○会長	ありがとうございます。今ご指摘がありましたので、今日は教育委員会がおられないので、難しければ次回の会議等で、また改めてお答えできる範囲でご説明をいただければと思います。他、どうでしょうか。
○委員	46 ページの「いじめ・不登校」に関することで、すごく残念と思ったのが「あいづっこ宣言」がどこにも記載されてないことです。せっかくそれがあるのでその規範意識の醸成などをここに入れてはどうでしょうか。市民の行動計画でもあるので、それをぜひ入れてほしいと思います。 　それから、今、いじめ等は社会総ぐるみで見ていかなくてはいけませんが、SOS を出せる教育、自分から SOS を発信していいんだよというのがありますが、それはおそらく新規の中で機能されてくると思いますが、そういう教育も会津若松市の中で広まっていけばよいなと思います。
○会長	はい今意見が提示されました。他にご意見等まだされていない方で、ぜひともという方があったらご指摘いただきたいと思います。なお、本会議はこれで終わるわけではございません

	ので、次回の会議の場でもまた本日のようなご指摘などをいただければと思っております。次のテーマになるかもしれませんが、あと何回こういう会議を開いていく予定でしょうか。前回、説明がありましたが、改めて確認と思いお聞きいたします。
●事務局	あいづっこ宣言でございますが、前回の会議でもこどもだけではなくて大人のところもというご意見もあったかと思っております。46 ページには記載しておりませんが、55 ページの方に下から４つ目、児童だけではなくて若者を含めてというところでは位置づけさせていただいておりますが、なお 46 ページへの記載も検討いたします。 今後の予定でございますが、本日いただいたご意見を再度検討させていただき、さらに 57 ページ以降につきましても、改めて次回ご提示をさせていただきたいと思っております。予定としては、次回 11 月１日となります。ここで再度ご意見をいただき、ある程度そこで素案としてご意見をいただくのを一旦終了させていただきます。その後、役所の中で固めさせていただいたものを年明けの１月にご提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
○会長	はい、ありがとうございました。今日で終わらないことを確認と思い事務局に聞きました。また機会がありますので、お気づきの点をご指摘いただければと思います。 時間も２時間となりますので、そろそろ終わりの方に近づけていければと思いますが、他に何かありますでしょうか。よろしいですか。 他にないようですと、議事案件としては「その他」となります。 委員の皆様の方から何かご提案、その他ありますでしょうか。よろしいですか。 では事務局の方から今後の日程も含めて、何か関連するようなご説明があればと思いますがどうでしょうか。はい、お願いします。
●事務局	次回の会議は 11 月１日（金）午後３時から、場所は稽古堂を予定させていただいておりますので、ご予定の程、何卒よろしくお願いいたします。
○会長	ありがとうございます。委員の皆様の方から何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは議事案件として「その他」も終了させていただきたいと思います。 本日の会議の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございました。 以上をもちましてこの会議の議長の任を解かせていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

４　その他

●事務局	ありがとうございました。 それでは次第の「４　その他」に移ってまいります。皆様からお知らせしたいことなど何かございませんでしょうか。 それでは以上をもちまして令和６年度、第３回会津若松市こども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は長い時間ありがとうございました。

５　閉会